

No.	資料名	頁	項目					項目名	内容	回答
1	入札説明書	1	第1章					用語の定義	用語の定義の中の「協力企業」について、運営・維持管理業務を担当する企業のうち、運営事業者に出資を行わない企業は協力企業になると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	入札説明書	3	第2章				9行目	本書の位置付け	【入札説明書等と、先に本市が公表した「実施方針」及び「実施方針に関する質問回答」との間に異なる点がある場合には、入札説明書等の規定が優先するものとする。】とあります。実施方針と入札説明書等の内容に変更がない場合、令和5年2月21日に公表された「実施方針に関する質問・意見」が有効になると考えてよろしいでしょうか。	本書の位置付けを明らかとするため、以下のとおり本文を修正します。 【入札説明書等は、先に本市が公表した「実施方針」及び「実施方針に関する質問回答」を反映したものであり、入札説明書等と「実施方針」及び「実施方針に関する質問回答」に相違がある場合は、入札説明書等の規定が優先される。 入札説明書等に記載がない事項については、入札説明書等に対する質問と回答によるものとし、入札参加者はこれらを踏まえ、入札等に必要な手続を行うものとする。】 そのため、「実施方針に関する質問・意見」は有効ではなく、入札説明書等に記載がない事項については、「入札説明書に対する質問と回答」によるものとお考え下さい。
3	入札説明書	7	第3章	11	(1)	イ		設計建設業務費	「本市は予算の範囲内で本市の支払い条件範囲で前払金を支払う。なお、支払方法、条件の詳細は、事業契約書(案)に示す。」とありますが、事業契約書(案)とは建設工事請負仮契約書(案)を指すのでしょうか、それであれば、支払方法、条件の記載がありませんが、それとも別途提示されるのでしょうか。ご教授ください。	建設工事請負仮契約書(案)及び運営・維持管理業務委託仮契約書(案)を示します。支払い方法、条件等については、本市が定める公共工事の前金払に関する事務処理要綱(本市公式HPで公開)をご確認ください。
4	入札説明書	12-13	第4章	4	(4)			入札参加資格審査書類の提出	入札参加資格審査書類の提出部数は、正1部、副1部(A4版フラットファイル2穴綴じ)でよろしいでしょうか。	正1部、副2部(A4版フラットファイル2穴綴じ)とします。
5	入札説明書	15	第4章	4	(10)			事業提案書の提出	事業提案書について、読みやすさに配慮する前提で、フォントサイズ及び体裁等は事業者にて任意に作成してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	入札説明書	19	第4章	4	(13)	イ、エ		ヒアリング、入札	入札予定日：令和5年12月上旬(後日指示する。)とありますが、入札書は令和5年9月15日に提出していることから開札日と考えてよろしいでしょうか。 また、エ 入札立ち合い等：後日指示する。とあるのは開札日に立ち会う日時を指示すると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	入札説明書	19	第4章	4	(13)	カ		ヒアリング、入札	予定価格は総額であり、予定価格以内であれば、(設計・建設業務費及び維持管理業務費)については個別の予定価格は無いと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	入札説明書	22	第4章	6	(2)	ア (ア)	③	焼却施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件	「元請(単独又はJV)で受注した実績」や「元請(JV)で受注した実績」とありますが、いずれも共同企業体の在り方について(昭和62年8月17日建設省中建審発第12号、改正令和4年5月20日国土交通省中建審第6号)に記載されている出資比率の最小限度基準(2社の場合30%以上、3社の場合20%以上)を満たす実績を提示すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	JVとしての受注実績について、出資比率の基準は求めません。

No.	資料名	頁	項 目						項目名	内 容	回 答
9	入札説明書	22	第4章	6	(2)	ア	(ア)	④	応募者の参加資格要件	焼却施設のプラント設備の設計・施工について、「本工事の監理技術者として専任で配置」とありますが、本工事の専任の期間は、現地工事着工から完工までの期間と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	入札説明書	22	第4章	6	(2)	ア	(ア)	④	応募者の参加資格要件	焼却施設のプラント設備の設計・施工について、複数企業で対応する場合、代表企業が貴市指定の期間で指定(清掃施設工事業)された監理技術者を配置すれば、もう1社(構成員)は現地工事着工から完工までの期間で配置を考えますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	入札説明書	26	第5章	3					本契約締結までの取扱い	「議会の議決日までの期間中に、落札者が指名停止処分を受けた場合、当該落札者を欠格とし」とありますが、その期間は、入札参加資格審査申請書類提出日から議会の議決日までの期間と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	様式集									各様式(入札参加表明書など)に記載する住所について、建設工事と物品役務で貴市へ入札参加資格登録している住所に違いがある場合、建設工事の登録住所を記載する形で進めて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	様式集	4-2							建設JVの構成 (企業グループの場合)	【本施設の建築物の建設を行う者】とありますが、設計業務を協力企業とする場合は【本施設の建築物の設計を行う者】として申請してよろしいでしょうか。	【本施設の建築物の建設を行う者】の協力企業として申請してください。
14	様式集	4-2							建設JVの構成 (企業グループの場合)	「※3共同企業体協定書を添付すること。(国土交通省様式)」とありますが、入札参加資格審査書類の提出時ではなく、事業提案書の提出時でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	様式集	4-2							建設JVの構成 (企業グループの場合)	※3 共同企業体協定書を添付すること。(国土交通省様式)とありますが、様式の中で第8条の2 前項に規定する分担工事の価額(運営委員会で定める。)については、別に定めるところによるものとする。となっており、別紙「特定建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書」を提出することになっていますが、入札参加申請時では工事が確定しないため別紙については提出を求めないと考えてよろしいでしょうか。	質問回答14をご確認ください。
16	様式集	5-2							委任状(代理人)	「私は下記の者を代理人と定め、参加資格審査申請書の提出日から事業契約の締結日までの期間、下記件名に係る本市との契約について、一切の権限を委任いたします。」とありますが、代表企業が代理人に委任することは無いので提出は必要無いと考えてよろしいでしょうか。	代表企業においても代表者の代理人を選出し、本様式を提出してください。
17	様式集	5-2							委任状(代理人)	「委任事項」は具体的にどの様な記載が必要でしょうか	一切の権限を委任するものとし、委任事項への具体的な記載は不要とします。
18	様式集	5-2							委任状(代理人)	構成員及び協力企業は必要ないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項 目					項目名	内 容	回 答
19	様式集	6-2					参加資格申請書類 添付資料 ・全ての構成員及び協力企業について必要な書類	①印鑑証明書、②使用印鑑届、④会社概要、⑤登記簿謄本の各書類は、写しでよろしいでしょうか。	正本は①印鑑証明書、②使用印鑑届、⑤登記簿謄本の原本を添付することとし、副本は写しとします。 ④会社概要は原本、副本ともに写しとします。	
20	様式集	6-2					参加資格申請書類 添付資料 ・全ての構成員及び協力企業について必要な書類	「貸借対照表及び損益計算書の写し(直近3か年分)」ですが、2019～2021年度分しか準備できませんが、宜しいでしょうか。2022年度分が必要となりましたら、本年7月頃になります。	2019年度～2021年度とお考えください。	
21	様式集	6-2					参加資格申請書類 添付資料 ・全ての構成員及び協力企業について必要な書類	(様式第5-1)または(様式5-1)と記載されている箇所は、全て(様式6-3)の誤記と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
22	様式集	6-2					参加資格申請書類 添付資料	焼却施設のプラント設備の設計・建設を行う者 ②本工事の監理技術者として専任で配置できることを証明する書類(様式5-1)とありますが、(様式6-3)各業務を担当する者の要件を証明する書類と思われませんがご教授ください。 ③一般廃棄物処理施設を地方公共団体(一部事務組合を含む)から元請(単独又はJV)で受注した実績(竣工したものに限る)を証明する書類(様式第5-1)とありますが(様式6-3)各業務を担当する者の要件を証明する書類と思われませんがご教授ください。 粗大ごみ処理施設のプラント設備の設計・建設を行う者 ②一般廃棄物処理施設を地方公共団体(一部事務組合を含む)から元請(単独又はJV)で受注した実績(竣工したものに限る)を証明する書類(様式5-1)とありますが、(様式6-3)各業務を担当する者の要件を証明する書類と思われませんがご教授ください。 本施設の建築物の設計・施工を行う者 ③一般廃棄物処理施設を地方公共団体(一部事務組合を含む)から元請(JV)で受注した実績(竣工したものに限る)を有することを証明する書類(様式第5-1)とありますが、(様式6-3)各業務を担当する者の要件を証明する書類と思われませんがご教授ください。 本施設の運営業務を行う者 90日間以上の連続運転実績の根拠書類について、受託した設備の設置者からの証明(押印等)は必要でしょうか。	質問回答21をご確認ください。 なお、運営業務の実績については、連続運転実績の根拠資料を提出願います。根拠資料として、設置者からの証明(押印有)資料をもって根拠資料とすることは可とします。	

No.	資料名	頁	項 目					項目名	内 容	回 答
23	様式集	6-3						各業務を担当する者の要件を証明する書類	業務を実施した期間は、契約締結日～工事完了でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	様式集	6-3						各業務を担当する者の要件を証明する書類	配置予定者の所属及び法令による資格(清掃施設工事に係る監理技術者になりうる資格の有無)の根拠書類としては、監理技術者資格者証の表裏のコピーを添付すればよろしいでしょうか。 ※記載する建設実績及び予定技術者の根拠書類(コリンズの登録内容確認書、契約書の写し、設計図書等建物及び工事内容の概要が分かるもの)とありますが、設計図書等建物及び工事内容の概要が分かるものの根拠書類としては施設の設置者発行のパンフレット(又は、HPなどで公表されている施設情報)でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	様式集	6-4						参加資格に関する誓約書	企業グループの場合、代表企業のみ提出でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	様式集	7						守秘義務に係る誓約書	企業グループの場合、代表企業のみ提出でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。